

環境カウンセラー制度について

平成20年12月16日
総合環境政策局 環境教育推進室

1 概要

環境カウンセラーとは、市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された者である（平成8年度から事業開始）。

それぞれの環境カウンセラーが全国各地で活躍することにより、地球温暖化防止、循環型社会構築、自然環境保護等の様々な環境保全活動の活性化に貢献し、我が国の持続可能な社会構築が推進されることを目的としている。

主に事業者を対象とした「事業者部門」と、市民や市民団体を対象とした「市民部門」に区分。登録者に関する情報（連絡先、専門分野、主な経歴等）は、環境省のウェブサイト（<http://www.env.go.jp/policy/counsel/>）に掲載している。

なお、本制度は環境カウンセラー登録制度実施規程（平成8年9月5日 環境庁告示第54号）に基づくものである。

2 主な活動内容

環境カウンセラーは次のような指導やアドバイスを行うことを主旨としている。

[事業者部門]

事業者の行う環境保全の具体的な取組、環境マネジメントシステム、環境活動評価プログラムなどに対する助言等の普及啓蒙活動

[市民部門]

市民（地域社会・教育機関等）からの環境問題、環境保全活動に関する助言等

3 事業内容

3年に一度の更新。年間一度の活動報告書の提出、最新の環境知識等を得るための研修（全国7地区）を実施している。

全国各地に環境カウンセラーによる任意団体が組織され、各団体ごとに独自の環境保全活動に取り組んでいる。（全国49の任意団体）

4 登録方法及び登録者数

毎年1回募集し、有識者による書面及び面接審査により登録者を決定。

平成20年4月現在の登録者数は4,528名（事業者部門2,538名、市民部門1,990名、うち両部門登録者数306名）

○ 環境カウンセラー登録状況（平成20年4月1日現在）

登 録 年 度	事業者部門	市民部門	合計（実数*）
平成 8 年 度	5 3 0	2 7 3	8 0 3（7 6 6）
平成 9 年 度	2 4 7	1 4 3	3 9 0（3 6 3）
平成 1 0 年 度	2 4 1	1 6 6	4 0 7（3 7 1）
平成 1 1 年 度	1 4 4	1 2 9	2 7 3（2 6 0）
平成 1 2 年 度	1 9 6	1 1 9	3 1 5（2 9 9）
平成 1 3 年 度	2 1 1	1 7 9	3 9 0（3 7 1）
平成 1 4 年 度	1 8 5	1 7 4	3 5 9（3 2 8）
平成 1 5 年 度	2 0 8	1 7 2	3 8 0（3 4 9）
平成 1 6 年 度	1 7 4	1 8 5	3 5 9（3 3 5）
平成 1 7 年 度	1 6 3	1 9 9	3 6 2（3 3 0）
平成 1 8 年 度	1 7 4	1 6 8	3 4 2（3 1 8）
平成 1 9 年 度	1 1 3	1 2 1	2 3 4（3 1 8）
合 計	2, 5 3 8	1, 9 9 0	4, 5 2 8（4, 2 2 2）

* 実数は合計から両部門登録者を引いた数

環境カウンセラー事業

◆環境省環境教育推進室

豊富な知識と経験
環境カウンセラー
4,528人
事業者部門 2,538人
市民部門 1,990人
平成20年4月現在

Facilitate

Needs,
Wants

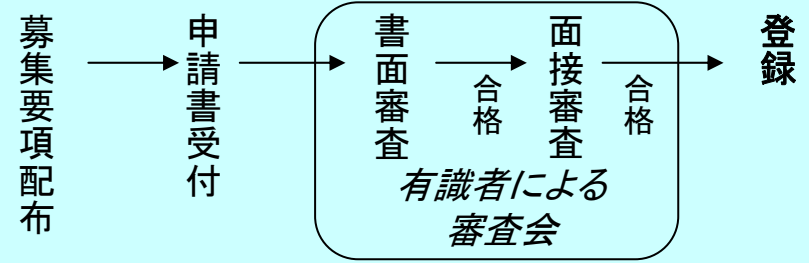
環境意識の高い

学校・地域・企業
(講座やエコアクション21審査人)

環境保全活動の推進

持続可能な社会

◎環境カウンセラーの審査・登録



◎環境カウンセラーの活動支援

(環境カウンセラーを使ってもらうために)

- 環境カウンセラー登録簿の公開
- 環境カウンセラーの広報
環境カウンセラーウェブサイトで活動事例を紹介
- 環境カウンセラー研修の開催
(地方環境事務所の企画、実施)

◎環境カウンセラー登録制度検討会

現状の評価、今後のあり方について有識者により検討

(背景)

○環境教育推進法の施行、ESDの10年、21世紀環境立国戦略等、環境カウンセラーを取り巻く環境の変化。

◎環境カウンセラーの資質向上のための支援

(アドバンテージレッスン)

あらゆる社会と環境の関わりに対応するために、①環境金融②コミュニケーション③高齢化社会の各分野における専門的知識習得の場を提供